



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 「てくれる」文の持つ「恩恵性」をめぐって                                                              |
| Author(s)        | 菅, 由美子                                                                            |
| Citation         | 国語国文研究, 119, 62(1)-47(16)                                                         |
| Issue Date       | 2001-09-28                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/94124">https://hdl.handle.net/2115/94124</a> |
| Type             | journal article                                                                   |
| File Information | kokugokokubunkenkyu_119_62-47.pdf                                                 |



# 「てくれる」文の持つ「恩恵性」をめぐる

菅 由美子

## 1. はじめに

授受の補助動詞文の意味は、一般には文字通りの利益・恩恵の授受を表すものとして理解されている。松下（1930）は「余り憎らしいから殴って遣った」という例文について、「害を利として表すのである」と述べ、Masuoka（1981）は「『てくれる』ベネファクティブの文法性は当該事態が話し手にとって恩恵的であるか否かにかかっている」<sup>1)</sup>と述べている。

これに対して、豊田（1974）は、「もともとなる動詞に『へてやる』を伴った形が、もともとなる動詞の意味によってプラス・マイナスの利益に分かれるのでも、補助動詞『やる』を伴って意味が左右されるのでもないことが分かる」、「『へてやる』『へてくれる』『へてもらう』は、事実の受給関係のあるなしにかかわらず可能な、話し手がわからする一方交通の受給関係の表現なのである」と述べ、授受の補助動詞文の意味を利益・恩恵の解釈と直接に結び付けない立場をとり、「てやる」の用法について、「方向性を表す用法」、「意志を表す用法」の二つを挙げている。

井島（1997）は、「利益の授受を表わす補助動詞としての授受動詞の働き」は、「1〈利益（被害）性〉、2行為の〈方向性〉、3行為の〈意志性〉にさらに細分化」することができ、「これら三者が合わさって基幹動詞の表わす意味とは別に、その動作に伴う利益の授受という平行的な意味を表わすのであるが、このうち〈利益性〉が欠落して、基幹動詞そのものの〈方向性〉あるいは〈意志性〉（こちらはむしろ強調的に〈故意性〉とでもいうべきもの）を付随的に表わす表現になってしまったものもある」と述べ、「〈方向性〉を表わすテヤル」、「〈意志性〉〈故意性〉を表わすテヤル」を挙げ、さらに、「〈利益性〉が変質して、単に対象に対する〈心配り・配慮〉といったことを表わすに過ぎないもの」として、「〈心配り・配慮〉を表わすテヤル」を挙げている。

以下に、井島の(1)「方向性を表す用法」（井島では「〈方向性〉を表わすテヤル」）、(2)「意志を表す用法」（井島では、「〈意志性〉〈故意性〉を表わすテヤル」）、(3)「心配り・配慮を表す用法」（井島では「〈心配り・配慮〉を表わすテヤル」）を挙げる。

- (1) 太郎にボールを投げてやった。（井島（35 a））
- (2) 怒った僕はその男を何度も殴ってやった。（井島（36 a））
- (3) 鮭は三枚におろし、骨を抜いてやります。「美味しんぼ 30」（井島（37 a））

一方、「てくれる」「てもらう」には、宮地（1965）が「受給動詞のやや特殊な用法」と呼んだ「とんだことをしてくれた」「そんなことをしてもらっては困る」のように不利益・被害を表す用法があるが、この用法は、不利益をも含めた広い意味での恩恵の授受の表現の中に含めて考えられ、「てくれる」「てもらう」は、恩恵であるか、不利益であるか、いずれにしても利害性を離れては用いられにくいというのが現在の一般的な理解である。

本稿は、以下の考察において、「くれる」の付加が文字通りの利益・恩恵の解釈と直接に結び付くものではなく、「てくれる」文の意味は文脈次第で、簡単に不利益・被害の解釈となってしまうこと、また、「てくれる」文の意味として、利益・恩恵性または、不利益・被害性の他に、利害を離れた「中立性」を認めるべきであることを論証しようとするものである。

## 2. 必須の「くれる」

授受の補助動詞文の文法上の性質については、従来、使役態・受動態との類似性が指摘されてきており、森山（1988）では、「てやる」「てくれる」「てもらう」は使役態、受動態、相互動作とともに「純粋なボイス形態として考えられるもの」として挙げられている。

これに対して、山田（2000-2001）は「方向性」という文法カテゴリーを提案し、授受の補助動詞文（山田ではベネファクティブ）は「（ボイスと方向性の）二つの文法カテゴリーの複合形式であり、単一の文法カテゴリーをなすわけではない」としている。

山田は授受の補助動詞文の持つ方向性明示機能を記述していく中で、日本語の動詞の中には談話上のある場合において、方向性を表示するために「くれる」の付加が必須となる動詞があると論じている。このことは、既に久野（1978）で述べられていることであるが、山田の論はそれをさらに詳細に論証したものである。

日本語動詞の中に談話中において「くれる」を付加しないと不自然な文を作ることになるものがあることは、日本語教育の現場ではよく知られている事実である。日本語学習者による授受表現にかかわる誤りを分析した、堀口（1984）の中から「くれる」「くださる」の不使用により不自然・不適切となっている例文を次に挙げる。下線は筆者による。

- (4) 友達は善光寺のバスを私に教えました。(堀口(2))
- (5) 友達は名所旧蹟を案内した。(堀口(3))
- (6) 私はそこへ行ったことがなかったので、友達が駅からトラックで連れて行きました。(堀口(4))
- (7) 私が病気になったとき、毎日おとうさんはおいしゃさまにつれて行って、チョコレートを買いました。(堀口(5))
- (8) 父のお友達が父と私を招待しました。(堀口(6))

- (9) その友達のお母さんが、私達を自分の息子のようにかわいがった。(堀口(47))  
(10) (前の大学の) 先生が御存じでいらっしゃる筑波大学の先生に、(私のチューターをさがしてほしいと) 頼まりました。(堀口(48))

(4)~(10)の例はいずれも従来、文法的(統語的)な誤りはないにもかかわらず、不適切と感じられる表現として論じられてきた。

山田は「方向性と動詞の分類」<sup>3)</sup>の中で、日本語動詞の中には「談話中のある場合に何らかの方向性を顕在化するもの」があると述べ、それらを「談話依存型方向性内在動詞」と仮称した。そして、談話依存型方向性内在動詞は目的語寄りの視点を明示化する手段として「くる」「くれる」などの補助動詞形式を要求するとした<sup>4)</sup>。

「談話依存型方向性内在動詞」について、分類の基準と各分類に所属する動詞を、表と本文中の記述に基づき概略を以下に示す<sup>5)</sup>。各分類に所属する動詞は表と本文中に挙げられているものを全て示した。

#### 談話依存型方向性内在動詞の概略

[ ] 内の動詞は表に挙げられているもの。{ } 内の動詞は表に挙げられていないものを本文中の記述、用例から取り出したもの。( ) は表・本文中で用いられているものをそのまま示した。番号は筆者による。

##### ①主体位置変化動詞

テクル文が必須となる。テクレル文は間接構造<sup>6)</sup>となる。

動作自体が移動である。主体移動。

動作主体の位置変化を表す動詞。基本的に、その動作・行為にガ格に置かれた人やモノの具体的・抽象的な移動が読みとれるもの。

[近づく、向かう、出る、入る、戻る、引越す、(電話がかかる)] {近寄る、迫る、押し寄せる、押し掛ける、追いかける、転校する、移る、上がる、下がる}

##### ②言語付随型主体移動動詞

テクル文・テクレル文のいずれか一方が必要である。テクレル文は意味によって使用制限がある。

動作自体が移動である。主体移動。対象への接触がない。

発話を表す動詞に「～かける」「～よる」が組み合わされた「話かける」「言い寄る」などと「迫る」などの動詞。

[話しかける、語りかける、言い寄る、詰め寄る、迫る] {問いかける、呼びかける、(疑問を) 投げかける、(質問を) 浴びせかける}

##### ③身体部位運動動詞

テクル文・テクレル文を使用することができる。テクレル文は意味によって使用制限がある。

動作自体が移動である。主体移動。対象への接触がある。

動作主体の身体の一部が対象へ接触することが含意される二項動詞。

〔噛み付く、キスをする、蹴る、もたれる〕〔食いつく、抱きつく〕

#### ④無対象移動動詞

テクル文・テクレル文のいずれか一方が必要である。

動作自体が移動ではない。対象移動。対象が具体物になりうる。対になる受け動詞がない。

構文的に〔AがBヲCニV〕のように三項を取り、より具体的な対象移動を表す三項動詞のうち、対になる受け手視点動詞を持たないもの。作成動詞を除く。

〔送る、(電話を／声を)かける、届ける、提供する〕〔伝える、通告する〕

#### ⑤有対象移動動詞

テクル文を使用すると強意的な意味が加わる。テクレル文が必須となる。

動作自体が移動ではない。対象移動。対象が具体物になりうる。対になる受け動詞がある。

構文的に〔AがBヲCニV〕のように三項を取り、より具体的な対象移動を表す三項動詞のうち、対になる受け手視点動詞を持つもの。作成動詞を除く。

〔教える、預ける、貸す、売る〕

#### ⑥発話内容移動動詞

テクル文・テクレル文のいずれか一方が必要である。

動作自体が移動ではない。対象移動。対象が具体物になりえない。動作に常に言語を伴う。

抽象的な発話内容が動作主から受け手に移動していると考えられる動詞類。

〔話す、挨拶する、断る〕〔答える〕

#### ⑦態度的働きかけ動詞

テクル文・テクレル文のいずれか一方が必要である。

動作自体が移動ではない。対象移動。対象が具体物になりえない。動作に時に言語を伴う。

態度的な働きかけを表す動詞類。

〔招待する、誘う〕

先に挙げた(4)～(10)の「教える」、「案内する」、「連れて行く」、「買う」、「招待する」、「かわいがる」、「頼む」はいずれも「くる」または「くれる」を付加することで自然な文となるものであり、山田のいう談話依存型方向性内在動詞であると認められる。

これらの動詞を、山田の分類に従い、分類してみると、「教える」は「⑤有対象移動動詞」、「くれる」の付加が必須となるものとなり、日本語教育研究における誤用分

析での指摘と一致する。「招待する」は「⑦態度的働きかけ動詞」、「くる・くれる」どちらか一方が必要な動詞となるが、「くる・くれる」を(8)に付加した、次の(11)では「くる」を付加した文は筆者には違和感がある文である。

- (11) 父のお友達が父と私を？招待してきました／招待してくれました。

また、「連れて行く」、「買う」、「かわいがる」、「案内する」は山田の分類では所属先が確定できない。「くる・くれる」を付加した形を次に挙げる。(＃は形式的には適格だが、もとの表現意図を反映しない文となることを示す。)

- (12) 友達は私を名所旧蹟に＃案内してきた／案内してくれた。  
(13) 私はそこへ行ったことがなかったので、友達が駅からトラックで＊連れて行ってきた／連れて行ってくれた。  
(14) 私が病気になったとき、毎日おとうさんはおいしゃさまにつれて行って、チョコレートを＃買ってきた／買ってくれた。  
(15) その友達のお母さんが、私達を自分の息子のように＃かわいがってきた／かわいがってくれた。  
(16) (前の大学の)先生が御存じでいらっしゃる筑波大学の先生に、(私のチューターをさがしてほしいと)＃頼んできた／頼んできた。

このように、山田の現在の分類では、不適切・不適格な例文7例のうち、少なくとも5例について適切な説明が与えられない。山田は「談話依存型方向性内在動詞のすべてがテクルおよびテクレルによって話者への方向性を示せるわけではない」し、「方向性を明示化する手段としてテクル・テクレルのいずれを要求するかなど細かい点は検証する必要がある」と述べ、現在の分類がまだ十分なものではないことを認めている。

山田の分類において、談話依存型方向性内在動詞に対するものは、「移動の方向性を含まない」「非移動動詞とでも呼べる動詞類」であり、分類に「移動」という概念が用いられている。また、談話依存型方向性内在動詞の下位分類においても「主体移動」と「対象移動」が区別されるなど、山田の分類では「移動」という概念が重要な役割を果たしている？

現段階で、話者への方向性を明示する手段として判っているのは「くる」「くれる」の二つであり、この二つの動詞はその意味する事態の中に何らかの移動を含むものである。「方向性」という文法カテゴリーの観点から動詞分類を考えると、「移動」という概念が大きな意味を持つことは否定できない。

しかし本稿では、山田が話者への方向性を明示する手段として挙げている二つ補助動詞のうち、本稿の考察対象である授受の補助動詞「くれる」に焦点をしぼり、上接動詞の意味する事態の「恩恵性」と「くれる」の結び付きに着目して、「くれる」の付加が必須となる動詞の性質を考えてみた。

次の(17)は筆者が内省により「くれる」が必須付加となると考えた動詞である。

- (17) 「くれる」が必須付加となる動詞。【 】内のものは「くる」も可と考えられる

a 話し手が「を」で示されるもの

案内する、連れて行く、連れて来る、招待する、紹介する、歓迎する、歓待する、出迎える、送る、乗せる、可愛がる、励ます、激励する、慰める、信じる、信用する、信頼する、支持する、尊敬する、愛する、(私を／私の～を)預かる、起用する、ほめる、推薦する、指導する、手伝う、助ける、(私を)届ける、【(私の～を)届ける】等

b 話し手が「に」で示されるもの

教える、貸す、会う、答える、説明する、賛成する、同意する、味方する、注意する、忠告する、【届ける、推薦する、伝える、声をかける、返す、送る、手紙を書く】等

(17)を見ると、まず、話し手が「に」で示される(17 b)に「くる」「くれる」の両方をとるものが多いことが指摘できるが、これは話し手が「に」で示されることで移動の着点が確保され、「くる」の使用が自然になるからであると考えられる。

また、その動詞の表す行為が通常受け手にとって不利益と解釈されるものは(17)には入ってこない。例えば(17 b)の「賛成する」は(18)のようになるのに対して、話し手にとって不利益となると考えられやすい「反対する」の場合は、(19)のように、「くれる」を付加せずに使用することができる。

- (18) a ? 太郎が私に賛成した。

b 太郎が私に賛成してくれた。

- (19) a 太郎が私に反対した。

b 太郎が私に反対してくれた。

「くれる」付加が必須となる動詞の中に、話し手にとって不利益となる行為を意味するものが見つけないという事実は、たしかに「くれる」が話し手にとって恩恵的な事態と結び付きやすいことを示しているように思われる。

しかし一方で、「くれる」が必須要素としてではなく、任意に付加された(19 b)「反対してくれた」では、(18 b)「賛成してくれた」のように、必ずしも恩恵性の解釈が優位ではない。(19 b)は、「太郎が私に反対した」ことを話し手にとっての恩恵とする解釈、不利益とする解釈のどちらも同じ程度に可能である。

「くれる」が、受け手にとって恩恵とみなされる事態と結び付きやすいことは事実である。しかし、「くれる」が必須要素として付加されて成立する「てくれる」文は積極的・意図的に恩恵を表現するものではない。事態そのものを表現するのである。「花子が私に英語を教えてくれた」における「くれる」は、恩恵を表現するために付加されているのではなく、話し手寄りの視点の文を作る際の必須要素として付加されている

のであり、この文に恩恵を表現する意図があることを保証するものではない。逆に言えば、「花子が私に英語を教えた」という事態を恩恵として表現する意図がないという理由で「くれる」の付加を避けることはできない。先に(4)～(10)として挙げた、日本語学習者による誤りは、補助動詞「てくれる」文の意味が利益・恩恵性と直結する形で説明されることに起因するものではないかと考えることができる<sup>8)</sup>。

### 3. 任意の「くれる」

ある事態の表現に使用される動詞が、目的語寄りの視点をとることができる動詞である場合、または、当該事態に話し手が登場しない場合、「くれる」の付加は任意となる。「くれる」が任意要素として付加された「てくれる」文は恩恵の表現と解釈されるのが通常である。しかし、それは文脈の支えによるもので、「くれる」付加によって恩恵の解釈が自動的・直接的に行われるわけではない。「くれる」の付加はその句にどのような解釈を与えるのか、次に例を挙げて考えてみる。

- (20) 「あんたがあんな制服を作ってくれたおかげで公威(三島の本名)は帰ってこなくなっちゃったよ」2000年11月21日(火)『読売新聞』夕刊

例(20)の、「制服を作る」という行為は通常誰かにとって不利益を与えるものとは考えにくく、「くれた」が付加され「制服を作ってくれた」というまともになると、それは話し手にとって恩恵的なできごとであると解釈されるだろう。「制服を作ってくれた」に「おかげで」が付加されると、この句はさらに恩恵の解釈との結び付きを強くしていく。

しかし一方で、「制服を作ってくれた」に「あんな」が付加され、「あんな制服を作ってくれた」となると、不利益の解釈との結び付きが不自然ではなくなり、「あんたがあんな制服を作ってくれた」となると、その解釈はさらに不利益に近づく。

「制服を作ってくれた」というまともりは、「制服を作る」という行為が通常不利益を想起させないことで、恩恵の解釈が優先されはするが、一義的に恩恵の解釈を受けるわけではなく、「制服を作ってくれた」という事態が恩恵と解釈されるか不利益と解釈されるかは文脈を離れては決定することができない。「制服を作ってくれた」という表現自体には恩恵・不利益を決定するものではなく、生起した事態を話し手が自分に関わりのあることとして表現する、事態への話し手の関与を明示するのみである。

山田(2000-2001)は、授受の補助動詞文の意味は恩恵性であると了解しているのであるが、「非恩恵型ベネファクティブ」<sup>9)</sup>の中で、授受の補助動詞文の意味について次のように述べ、授受の補助動詞文の意味として通常挙げられる利益・恩恵性が文脈の支えによるものであることを指摘している。

ベネファクティブは無標としては恩恵を表すことに間違いはないが、きわめて脆弱な存在であるようにも見える。文脈の支えがない場合には、この恩恵という意味は簡単に漂白されてしまいかねない。

山田の指摘は「てくれる」文が表す意味の本質を衝いたものであると思われるが、任意の「てくれる」文の中には文脈全体を見たあとでも解釈が曖昧なままである例もある。

- (21) 「正直云って、俺だって黄金バットだとか少年ターザン描いた方が儲かるし楽だぜ。考えることないからよ。でもな、どう云う訳か絵元の先生は俺にそれを期待してないんだな。新しいモノを描けと云ってくれるんだよ」京極夏彦『百器徒然袋一雨』
- (22) 「ルルウ？　ちゃんとポウが見張っててくれましたからね、安心して召し上がれ。食器も全部洗い直してあるわ。まさか、ポウとあたしが共犯だなんて云わないでしょ？」綾辻行人『十角館の殺人』

(21)では、「絵元の先生が新しいモノを描けと云う」ことを、話し手が文字通りの恩恵として表現しているのか、困ったこととして表現しているのかは曖昧である。(22)では、話し手は食事に細工をするのではないかと疑われており、話し手自身もそのことを知っている。「ちゃんとポウが（私を）見張っていた」ことを、話し手が恩恵として表現しているのか、不愉快なこと、不利益として表現しているのかは曖昧である<sup>19)</sup>

恩恵性を表現するために「くれる」を付加することは可能であるし、恩恵性を表現するために「くれる」が付加されて成立している「てくれる」文は多いだろう。しかし、「てくれる」文として存在する文を恩恵性として解釈するには文脈の支えが不可欠である。山田の言うように授受の補助動詞文と恩恵という意味の結び付きは「きわめて脆弱」なのである。

#### 4. 中立解釈の「てくれる」文

先に挙げた(21)(22)の例は恩恵か不利益かの解釈が曖昧な例であったが、「てくれる」文には恩恵の表現でもなく、不利益の表現でもない、中立と解釈するのが妥当であると思われるものがある。

由井（1996）は、補助動詞「くれる」の用法のひとつとして「行為の影響のクラスター」があるとし、その中に「プラスとかマイナスとか決めがたく、恩恵とは限らない。むしろ、行為の影響が自分にかかっていることを表して」いるものがあることを指摘し、次の2例を挙げている。

- (23) タラちゃん：カツオにいちちゃん、明日のテストがんばってください。  
カツオくん：言ってくれるねえ。（由井(28)）
- (24) 愛人でいいのと歌手がいて言ってくれるじゃないのと思う  
俵万智『サラダ記念日』（由井(29)）

「行為の影響のクラスター」には、「プラスとかマイナスとか決めがた」い(23)(24)以外

に、次の3例が挙げられている。

- (25) (小さな子供を連れて里帰りした実家で、張り替えたばかりの障子子供が破った場面で)

おばあちゃん：まあまあ、やってくれたわね。

おかあさん：まあまあ、やったわね。(由井(25))

- (26) よくも恥をかかせてくれたな。(由井(26))

- (27) あいつがとんでもないミスをしてくれたよ。(由井(27))

由井は「くれる」を「本動詞クレル、恩恵行為の補助動詞、恩恵事態の補助動詞、行為の影響の補助動詞の4つのクラスター」に分類し、図2「クレルの意味の連関」を示している。同図では、「本動詞クレル」「恩恵行為の補助動詞」「恩恵事態の補助動詞」には、「恩恵」と記されている。しかし、「行為の影響のクラスター」には「恩恵」は記されていない。

《恩恵》について由井は、「《恩恵》は具体物と所有権の移動からの推論的意味である」と述べている。また、「行為の影響のクラスター」について述べる段落では、冒頭に「さらに詳細に考察してみると恩恵ではないときもクレルを用いることがわかる」という一文が置かれている。この二点と、「行為の影響のクラスター」の例として挙げられている上記(23)~(27)に文字通りの利益・恩恵の意味を表すものがないことを考え合わせると、《恩恵》は文字通りの利益・恩恵を意味するものと思われ、由井は「てくれる」文のうち、文字通りの利益・恩恵の解釈を受けないものを「行為の影響のクラスター」として分類しているものと思われる。

「てくれる」文の中に、恩恵でもなく不利益でもない、中立と解釈するのが妥当であろうと思われる文が存在することを指摘するという点で、本稿は由井と同じ立場をとる。

しかし、本稿第2節で考察したように、「てくれる」文の中には「くれる」が必須要素として付加されているものがあり、必須要素としての「くれる」が付加されて成立している「てくれる」文は、話し手に利益・恩恵を表現しようという意図が存在したことを保証するものではない。また、「てくれる」文の中には、本稿第6節で扱う「主語寄りの視点をとる『てくれる』文」があるが、由井の考察には「主語寄りの視点をとる『てくれる』文」についての言及はない。

また、由井の分類では、不利益・被害の表現と中立の表現が一つのクラスターとして扱われているが、本稿では、文脈により決定される「てくれる」文の意味を、「恩恵」「不利益」「中立」の三つに分けて考える。

さらにまた、本稿は、必須の「てくれる」文、任意の「てくれる」文、主語寄りの視点をとる「てくれる」文、禁止の表現「てくれるな」等、補助動詞「くれる」が付加された表現全体について、文脈が文の意味を「恩恵」「不利益」「中立」等に決定する<sup>11)</sup>以前の段階の「てくれる」文の意味を考えようとするものであり、この点で由井とは立場が異なる。

次の(28)(29)は、筆者が中立解釈の例と考えるものである。

- (28) 「……うちまで二時間はかからないと思うけど、なんだったら寝ててくれてもいいわよ。いつもの桜井君だと、まだこの時間って就寝中でしょ？」篠田真由美『美貌の帳』
- (29) 「あ、もちろん君だって、発言してくれていいんだぜ」篠田真由美『玄い女神』

(28)(29)の例での「桜井君が寝ている」こと、「君が発言する」ことは、話し手にとって、恩恵であるとも、不利益であるとも考えにくい。(28)(29)は、「くれる」を除いた「寝ててもいい」「発言してもいい」と同様、恩恵または不利益の授受の意味を含まない、利害に関しては中立の文としての解釈が妥当である。その場合、「くれる」の付加で示されるのは、話し手の受益ではない。中立解釈の「てくれる」文における「くれる」は、話し手の事態への関与を明示するためだけに付加されるのである。

中立解釈の「てくれる」文には、先に挙げた(28)(29)、次に挙げる(30)など、「くれてもいい」「くれてもかまわない」等の許容・譲歩の表現が多いが、(31)(32)のような例もある。

- (30) 「ゆっくり（風呂に）入ってくれていいぞ」坂田靖子『磯の貝に聞いた咄』
- (31) 「この中から娘をさがして供養してくれと言われても…… おもいきり骨<sup>こつ</sup>になってくれてるし」坂田靖子『伊平次とわらわ二』
- (32) 終わったら合図に指をたててくれれば、いつでも助けてやるよ。(山田による)<sup>12)</sup>

## 5. 「てくれる」文と禁止の表現

「くれる」の付加が恩恵の解釈と直結しない例として、禁止の表現がある。

- (33) a 話してやるな。  
b 話してくれるな。  
c 話してもらうな。
- (34) 話さないでくれ。

(33 ac) は、このままでごくふつうの文であるが、(33 b) は現代語としては使用が稀な表現と言える。(33 b) は(34)のように依頼の表現で表されるのがふつうだろう。(34)については、『話さない』ことが話し手にとっての利益である。だから、それを依頼する」という解釈が妥当であり、ここでの「くれる」は利益の授受を表していると考えることができる。しかし、(33 b) では、『話す』ことが話し手にとっての利益である。だから、それを禁止する」という解釈は全く不可能とは言えないが、一般的な解釈ではないだろう。ここでの「話してくれる」は話し手にとっての不利益と考えるのが妥当である。

現代語では、「てくれるな」という表現は特殊なものであり、禁止の表現には「ない

でくれ」が用いられる。しかし、工藤（1979）は、「ないでくれ」の用例が多くなるのは大正期（大正初年より大正12年9月まで）以降であり、それ以前の資料では、江戸期に5例<sup>13)</sup>、明治期に4例が見えるのみであると述べている。「てくれるな」から「ないでくれ」への変化について、工藤は次のように述べている。

〈てくれるな〉は、形（相互承接順位）にそくして考えると、その意味内容は「話し手の利益になる動作をすることを禁止する」ととらえられることになる。しかしこのような要求をすることは実際上ありえないのであって、江戸語の〈てくれるな〉の用例を検討すると、その意味内容は「話し手の利益になるようにある行為をしないことを要求（依頼）する」ととらえざるをえないのである。このように、〈てくれるな〉は形と意味内容がくい違っていた形式であったために使われなくなつてゆき、かわつて、依頼する事柄に属する否定形式を前接し、依頼形式（相手にもちかける部分）を後接させた〈ないでくれ〉が発達してきたのであろう。

しかし、「てくれるな」が、工藤の言うように「形と意味内容がくい違っていた形式であった」のであるならば、その形式が、「くれる（くる）」の補助動詞用法が出現したと思われる中世期から、少なくとも江戸期260年間にわたり、使用され続けていたのは不自然なことと言わなければならない。工藤の論は、「上接動詞＋くれる」というまとまりに、利益・恵恩の意味が一義的に定まるとしているところに問題があるのであり、「くれる」は、話し手が当該事態を自分と関わりをもちつつ生起するものとして捉えることを示すために付加されているのであると考えれば、「てくれるな」という表現に矛盾はない。

(35) 〈誰かがリストラされるだろうという噂を耳にして〉

どうか自分であつてくれるなと祈りたい気持ちだ。

(35)の例は、現代語においても、「ないでくれ」の形に置き換えて表すことができず、「てくれるな」の形をとらざるを得ないものであるが、「（リストラされるのが）自分である」というのは明らかに話し手にとって望ましいことではない。禁止の表現「てくれるな」での「くれる」は、事態が話し手である自分との関わりをもちつつ生起することを示すものである。

## 6. 主語寄りの視点をとる「てくれる」文

「てくれる」文の中には次の(36 a)のように、他者に対して積極的に不利益を与えることを表すものがある。

(36) a あいつに目にもものを見せてくれる。

b あいつに目にもものを見せてやる。

この用法は、話し手が主語位置に登場し、主語寄りの視点を持つものであり、現代

日本語では(36 b)のように「やる」で表現するのが通常である。現代日本語の「くれる」は、話し手は主語となることができないという制約を持っており、(36 a)のような例は「くれる」の用法としては特殊なものであるが、この用法は古代日本語の「くれる(くる)」が現代日本語の「やる」と同じ視点制約を持っていたことに由来するものであると古川(1996)が論証している。

また、古川(1997)は、狂言資料『大蔵虎明本』について、『虎明本』における『呉るる』には本動詞、補助動詞ともに、現代語の『くれる』に相当するものと『やる』に相当するものの2種類が認められる」と述べ、「この(現代語『やる』に相当する)用法は使用場面、上接動詞に偏りが見られる。場面としては、どれも相手をおとしめている場面であり、動詞も『殺す』『なぶる』などに限られている」と述べている。

この、現代語「てやる」文に相当する、主語寄りの視点をとる「てくれる」文で、その解釈が不利益の授受として定まっているように見えるのは、もともと主語寄りの視点をとる動詞であった「くれる(くる)」が目的語寄りの視点をとる動詞へと変化する過程において、主語寄りの視点をとる補助動詞「くれる」の上接動詞に偏りが生じたためではないかと思われる。

また、古川(1997)の調査により、「くれる」の補助動詞用法が多数見られるようになった時期の資料である『大蔵虎明本』<sup>14)</sup>の中に2種類の「てくれる」文が認められ、その一方は恩恵の解釈と結び付きやすいものであり、もう一方は不利益の解釈と結び付きやすいものであったことが判った。このことは「てくれる」文が補助動詞用法の発生当初から、文字通りの利益・恩恵の意味と結び付いていたのではないことを示唆するものである。「くれる」が付加されることで生じる文の意味を、利益・恩恵と直結させず、話し手の関与の明示であるとすれば、この主語寄りの視点をとる「てくれる」文についても、動作主としての話し手の関与の明示という説明が可能である。

## 7. まとめ

「くれる」は当該事態への話し手の関与を明示するために用いられる。これは山田のいう「方向性の表示」と重なる部分が多いと思われ、「話し手の関与」という用語の妥当性も含めてなお今後の検討が必要であるが、本稿では「てくれる」文の意味を「話し手の事態への関与の明示」とであると考える。

授受の補助動詞文が山田の言うように「方向性」「ボイス」という二つの文法カテゴリーの複合形式、少なくともそのように理解できる性質を示すことと、「てくれる」文の意味を「話し手の事態への関与の明示」と捉えることには矛盾がない。

現代日本語動詞の中のあるものは、目的語寄りの視点の文を作るとき、補助動詞「くれる」の付加が必須となり、その結果成立した「てくれる」文は通常恩恵性を含意する。しかし、これは「くれる」の性質によるものではなく、「くれる」が必須となる動詞の中に通常の解釈では話し手の不利益となるものが入ってこないことによるものである。「くれる」は話し手が当該事態に受け手として関与していることを明示するだけである。

「くれる」の付加が任意となる場合も、「くれる」が文に与えるのは話し手の関与を明示することである。「殺す」のような動詞が「くれる」と結び付いて作られる「殺してくれる」が通常恩恵性と結びつけて解釈されるのは、「殺す」で不利益を表すのには受動表現があり、不利益を表すには受動表現が無標となっているからである。

また、「てくれる」文の中には、利益・恩恵でもなく不利益でもない、利害に関しては中立であるという解釈が妥当と思われるものがある。この中立解釈の「てくれる」文の存在は、「てくれる」文の解釈が利益または不利益として定まっているのではないことを示しており、「てくれる」文とは話し手が当該事態を自分と関わりのあるものとして捉え表現するものであるとする本稿の立場を支えるものであると考える。

また、禁止の表現「てくれるな」の存在は、「上接動詞＋くれる」というまとまりが一義的に利益・恩恵としては定まらないことを示すものである。「てくれるな」での「くれる」は、話し手が当該事態を自分の関与のもとに生起するものとして捉えることを示すために付加されているのであると考えれば、「てくれるな」という表現を矛盾なく説明することができる。

さらに、現代語「てやる」文に相当する、主語寄りの視点をとる「てくれる」文においても、「くれる」の付加によって文に生じる意味を、動作主としての話し手の事態への関与の明示であるとする説明が可能である。

補助動詞「くれる」は利益の解釈と結び付きやすい。それは日本語の間接受動文が不利益の解釈と結び付きやすいことと関連がある。しかし、「くれる」の付加と恩恵の授受の解釈は直接的・自動的に結び付くものではない。「てくれる」文は「恩恵」「不利益」「中立」のどの解釈を受けることも可能なものであり、「てくれる」文の意味は一義的に「恩恵」として定まるものではない。

## 注

- 1) Masuoka (1981: 75) 原文

the grammaticality of the *-te kureru* benefactive crucially depends upon whether a given event or situation is beneficial to the speaker or not.

- 2) Makino & Tsutsui (1986: 218–219) は次のように記述し、学習者の注意を促している。

Note that in sentences like “Mr. A taught me ~”, “Mr. A bought me ~” and “Mr. A lent me ~”, which usually imply that the speaker received some sort of favor, *V te kureru* (or *kudasaru*) should be used, though in English this is not usually explicitly expressed. In Japanese, without the auxiliary verbs *kureru* or *kudasaru*, such sentences don't convey the idea that the speaker received a favor.

- 3) 山田 (2000) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第2回 方向性と動詞の分類」『日本語学』vol.19–12 明治書院
- 4) 談話依存型方向性内在動詞のすべてが、「くる」「くれる」の付加が必須となるわけではない。山田は例えば、「キス(を)する」、「蹴る」、「もたれる」などの動詞

は「単独でも用いられる」としている。

恋人が私にキスを {した／してきた／してくれた}。(山田(11))

山田 (2000)「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第2回 方向性と動詞の分類」『日本語学』vol.19-12 p.90 明治書院

5) 「話者斜格能動文」に関する記述は省略した。

6) ベネファクティブの直接構造、間接構造について山田は次のように述べている。

(i) 田中は私に本を売ってくれた。(山田 (10 a))

(ii) 田中は私のために走ってくれた。(山田 (11 a))

(i)のような事態の項が受益者となる場合を直接テクレル受益文、(ii)のような事態に含まれない参加者が受益者となる文を間接テクレル受益文と呼ぶことにする。

山田 (2000)「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第1回 ベネファクティブの視点の位置と方向性」『日本語学』vol.19-11 p.100 明治書院

なお、この山田の記述には「注」が付けられている。詳しくは同論文を参照されたい。

7) 山田 (2000)「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第2回 方向性と動詞の分類」『日本語学』vol.19-12 p.94 明治書院

8) 例えば、初級日本語教科書「SITUATIONAL FUNCTIONAL JAPANESE VOLUME 2: NOTES SECOND EDITION」p.163の記述は次のようになっている。

① (私は) リサさんの仕事を手伝ってあげました。

I helped Lisa-san with her work.

(lit. I did Lisa-san the favour of helping her work.)

② 私はアニルさんに仕事を手伝ってもらいました。

I got Anil-san to help me with my work.

(lit. I received the favour from Anil-san of helping me with my work.)

③ アニルさんが (私の) 仕事を手伝ってくれました。

(lit. Anil-san (kindly) did me the favour of helping me with my work.)

In Japanese, not only things but also actions can be given and received. When verbs of giving and receiving are attached to the **-te** form of a verb, the implication is that someone does the action of the verb for someone else's benefit.

9) 山田 (2001)「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第6回 非恩恵型ベネファクティブ」『日本語学』vol.20-4 明治書院

10) ②にはもうひとつ解釈がある。話し手が聞き手「ルルウ」に向かって、「ちゃんとボウが (私を) 見張っていた」ことが、聞き手「ルルウ」にとって恩恵であると表現している場合である。

11) 決定できない場合があることについては、すでに第3節で述べた。

- 12) 山田 (2001) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 第6回 非恩恵型ベネファクティブ」『日本語学』vol.20-4 明治書院
- 13) 工藤 (1979)、例(1)~(5)の下線部のみを挙げる。  
 (1)「かまはないでお呉なさる」、(2)「悪くおもはないでお呉なはい」、(3)「言はなひで下さいまし」、(4)「いぢめねへでくんな」、(5)「なさらなひで下さいまし」
- 14) 古川 (1995) では、室町期までの資料の記述では「くれる (くる)」の補助動詞用法には触れられておらず、『大蔵虎明本』の調査に関する記述で初めて、「補助動詞の用法も多く見られるようになる」、「現代語に見られる補助動詞の用法も頻出する」、「補助動詞としての用法も確立されている」等の記述が見えるようになる。

## 参考文献

- 井島正博 (1997) 「授受動詞文の多層的分析」『成蹊大学文学部紀要』32 成蹊大学文学部
- 工藤真由美 (1979) 「依頼表現の発達」『国語と国文学』56 巻7号 東京大学国語国文学会
- 久野暉 (1978) 『談話の文法』大修館書店
- 古川俊雄 (1995) 「授受動詞『くれる』『やる』の史的変遷」『広島大学教育学部紀要』第2部44号 pp.193-200
- 古川俊雄 (1996) 「通時的観点から見た現代日本語における『くれる』の特殊用法」『日本語教育学科紀要』6 広島大学教育学部日本語教育学科
- 古川俊雄 (1997) 「狂言資料における授与動詞『呉る』『やる』の変遷」『日本語教育学科紀要 学科創立10周年記念号』7 広島大学教育学部日本語教育学科
- 筑波ランゲージグループ (1994) “SITUATIONAL FUNCTIONAL JAPANESE VOLUME2: NOTES SECOND EDITION” 凡人社
- 豊田豊子 (1974) 「補助動詞『やる・くれる・もらう』について」『日本語学校論集』1 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校
- 堀口純子 (1984) 「授受表現にかかわる誤りの分析」『日本語教育』52 日本語教育学会
- 松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本文法 昭和5年訂正版』(徳田政信編 (1978) 『改撰標準日本文法』勉成社として復刊)
- 宮地裕 (1965) 「『やる・くれる・もらう』を述語とする文の構造について」『国語学』63
- 森山卓郎 (1988) 『日本語動詞述語文の研究』明治書院
- 山田敏弘 (2000-2001) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究」『日本語学』vol.19-11-vol.20-6 明治書院
- 由井紀久子 (1996) 「動詞ヤル・クレルにおける意味の抽象過程」『日本語教育』88 日本語教育学会
- Makino, Seiichi and Tsutsui, Michiko (1986) “A DICTIONARY OF BASIC

JAPANESE GRAMMAR” The Japan Times pp.218-219  
Masuoka, Takashi (1981) “Semantics of Benefactive Constructions in Japanese”  
Descriptive and Applied Linguistics, vol.XIV April 1981, pp.67-78

付記 本稿は、平成 13 年 6 月 17 日に行われた平成 13 年度北海道大学国語国文学会春季大会における研究発表をもとに、訂正・加筆したものである。

(すが ゆみこ・北海道大学大学院修士課程)